保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究 (令和7年度)

# 事務フロー(案)

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 2025年9月



# 凡例

図形	凡例	説明	
	処理	処理を示す。	
	システム化対象外の処理	保育業務施設管理プラットフォームで実施しない処理を示す。	
	開始	業務フローの始点を示す。	
A	結合子	同じアルファベットの結合子のフローへと続く。	
$\bigcirc$	条件分岐	処理が分岐する場合の条件を示す。	
0	終了	業務フローの終点を示す。	
	システム	システム名を示す。	
	業務の流れ	業務の流れを示す。	
	データの流れ	システム間のデータの流れを示す。	
	画面操作等	画面操作等におけるシステムへのデータ参照・登録等を示す。	
	帳票名	帳票名を示す。	
	特記事項	特記事項を示す。	

# 目次

1.	こども家庭庁・自治体による監査調書整備	4
2.	施設監査・確認指導監査・業務管理体制の整備に関する検査	6

# 事務フロー(案)

1. こども家庭庁・自治体による監査調書整備

# こども家庭庁による監査調書整備、自治体による監査調書整備

#### こども家庭庁による監査調書整備 自治体による監査調書整備 こども 監査調書 家庭庁 メンテナンス 毎年の監査を実施する前に、監査調書をメンテナン スする。(国で定める監査調書項目を基に、自治 体の独自基準や実態等に則し、各項目の内容の 更新等を行う。) 根拠法令等に変更があり、標準的な監査 調書の更新が必要な場合に実施。 監査調書を更新する場合 監査調書 メンテナンス 都道府県 監査調書 監査調書 又は市区 メンテナンス 確認 結果確認 町村 監査調書を更新しない場合 システム 保育業務施設管理 保育業務施設管理 保育業務施設管理 保育業務施設管理 プラットフォーム プラットフォーム プラットフォーム プラットフォーム

2. 施設監査・確認指導監査・業務管理体制の整備に関する検査

# 施設監査・確認指導監査・業務管理体制の整備に関する検査について、実施主体のパターン毎に事務フローを整理しました。

### 監査の実施主体のパターンの整理

	パターンA		パターンB
	指定都市等( <b>※1</b> ) が監査を実施する場合	その他の市町村が、 地域型保育事業の 監査を実施する場合	都道府県・その他の市町村が、地域型保育事業以外の監査を実施する場合
施設監査	指定都市等	その他の市町村	都道府県
確認指導監查	指定都市等	その他の市町村	その他の市町村
業務管理体制の整備に関する検査	指定都市等 又は都道府県又は国 (※2)	その他の市町村 又は都道府県又は国 (※2)	その他の市町村 又は都道府県又は国 (※2)

<sup>※1</sup> 指定都市、中核市又は児童相談所設置市を以降、「指定都市等」と表記する。(その他の市町村で、都道府県から権限移譲を受けている場合も含む。)

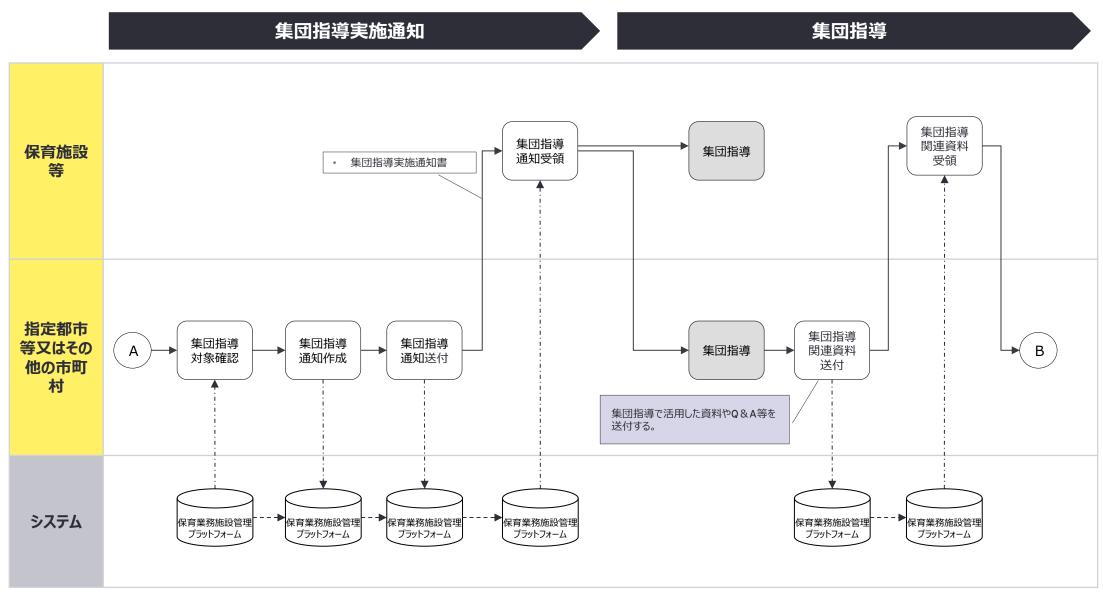
<sup>※2</sup> 設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が、1つの市町村(特別区を含む)内に所在する場合(個人立の施設を含む)に該当しない保育施設等は、国又は都道府県が業務管理体制の整備に関する検査を実施する。

2.1. パターンA (指定都市等が、監査を実施する場合又はその他の市町村が、地域型保育事業の監査を実施する場合)

# 実施計画策定

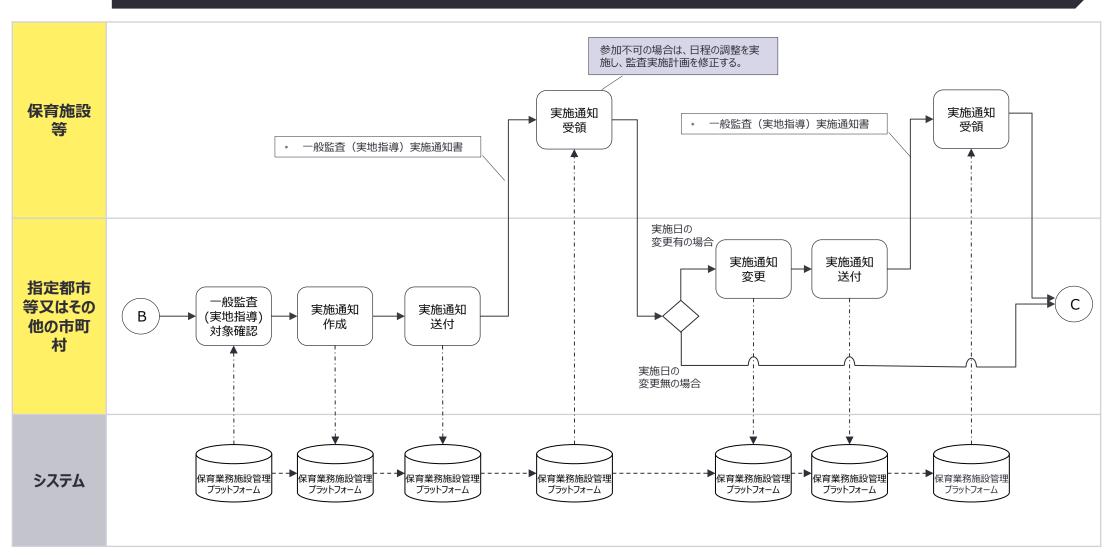
#### 実施計画策定 保育施設 等 施設監查·確認指導監查·業務管理体 制の整備に関する検査について、指定都 市等が実施する監査の訪問日等の実施 計画を策定する。 監査実施計画書 確認指導監査の集団 実施計画に変更がある 指導を実施する場合 実施計画 場合 修正·削除 指定都市 等又はその 実施計画 他の市町 策定 村 В 実施計画を変更しない 確認指導監査の集団 指導を実施しない場合 システム 保育業務施設管理 保育業務施設管理 プラットフォーム プラットフォーム

# 集団指導実施通知、集団指導

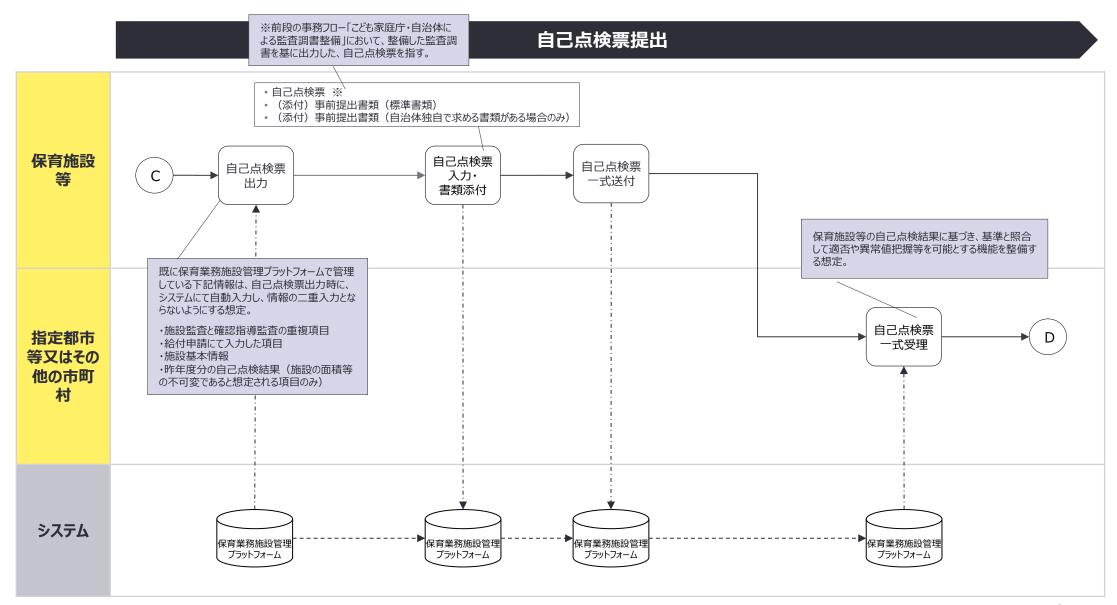


# 一般監査(実地指導)実施通知

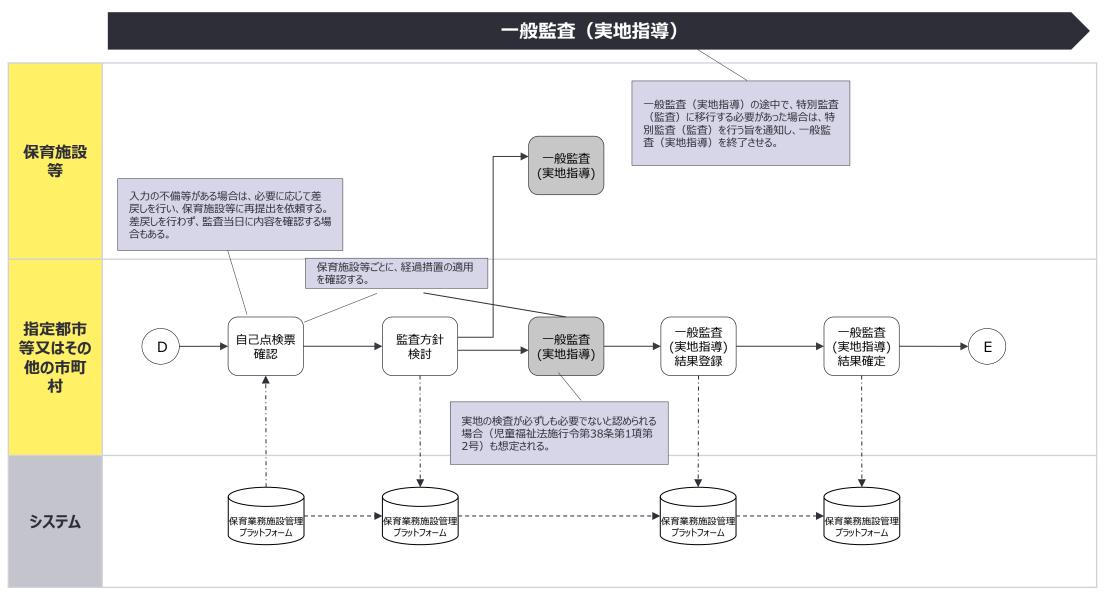
### 一般監査(実地指導)実施通知



### 自己点検票提出

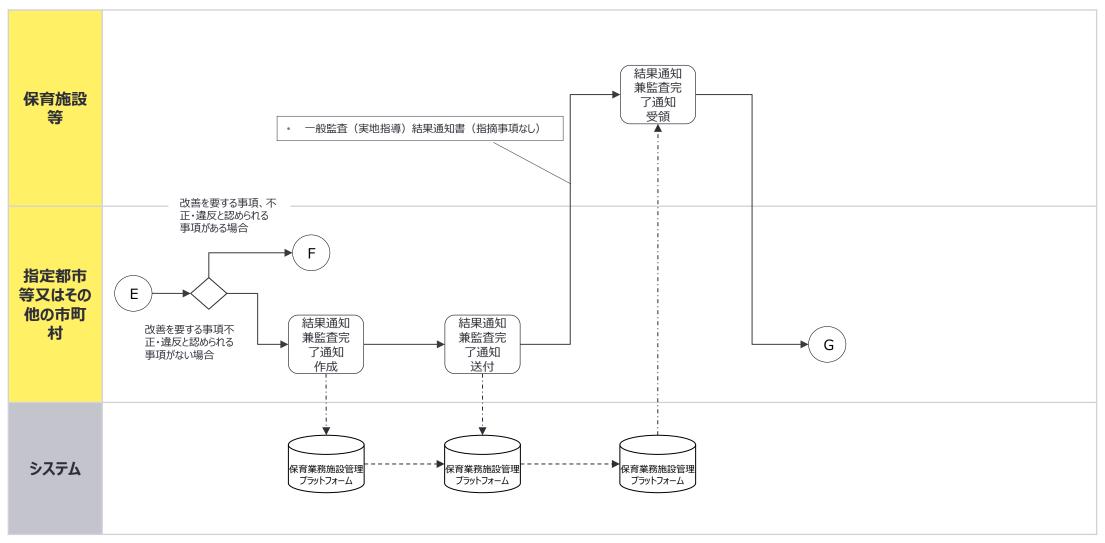


# 一般監査(実地指導)



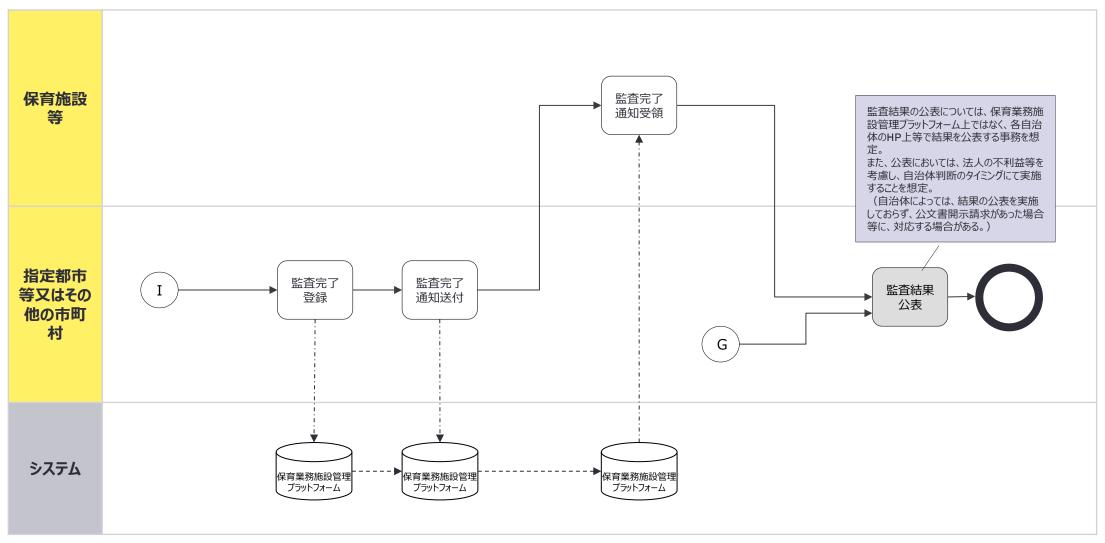
# 一般監査(実地指導)結果通知(指摘事項なし)

### 一般監査(実地指導)結果通知(指摘事項なし)



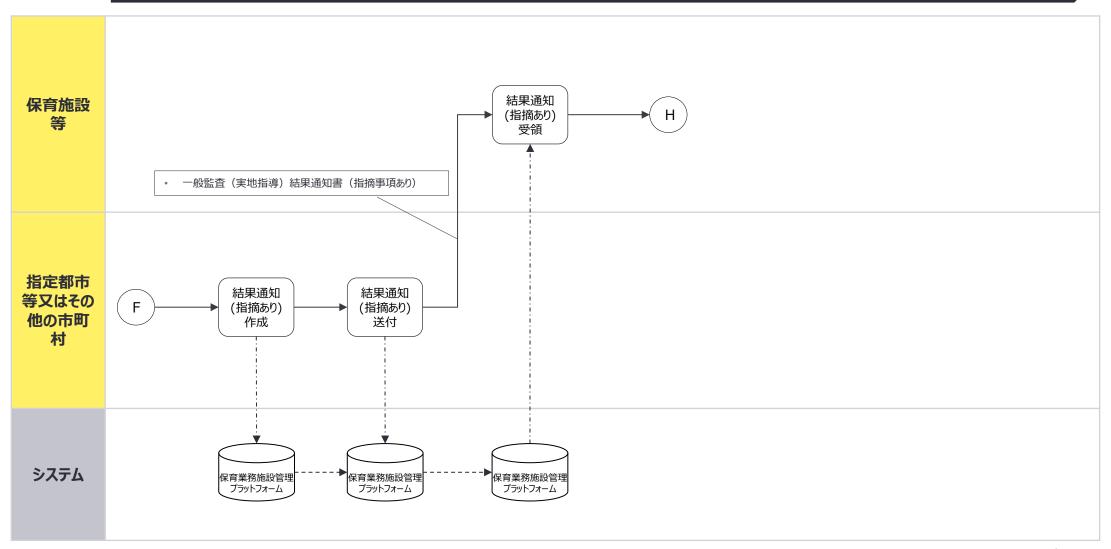
### 監査完了·監査結果公表

### 監査完了·監査結果公表



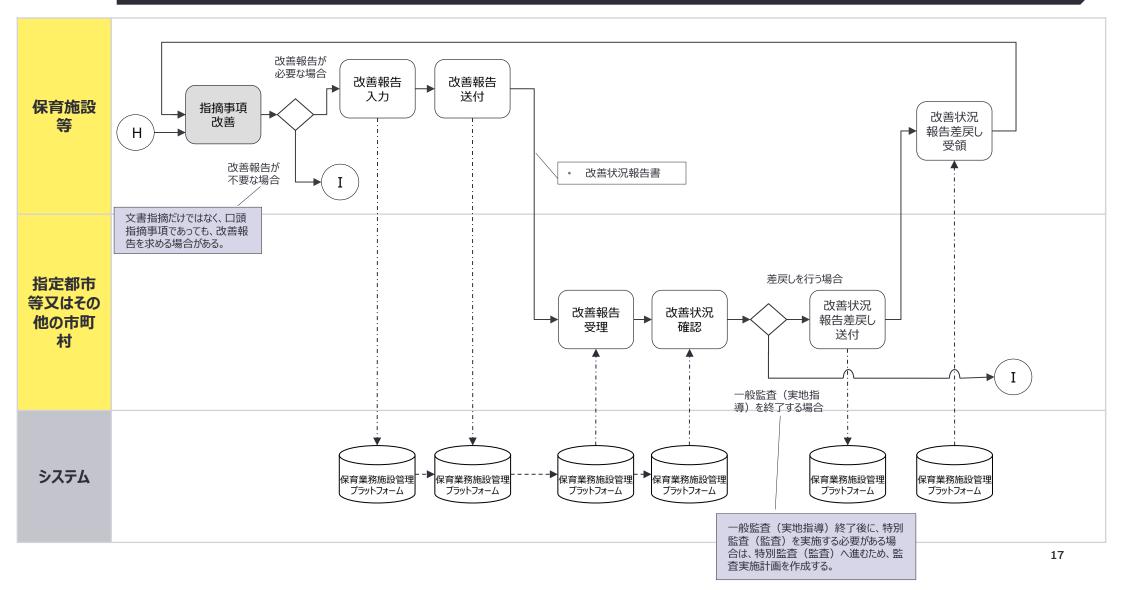
# 一般監査(実地指導)結果通知(指摘あり)

### 一般監査(実地指導)結果通知(指摘あり)



# 改善報告

### 改善報告

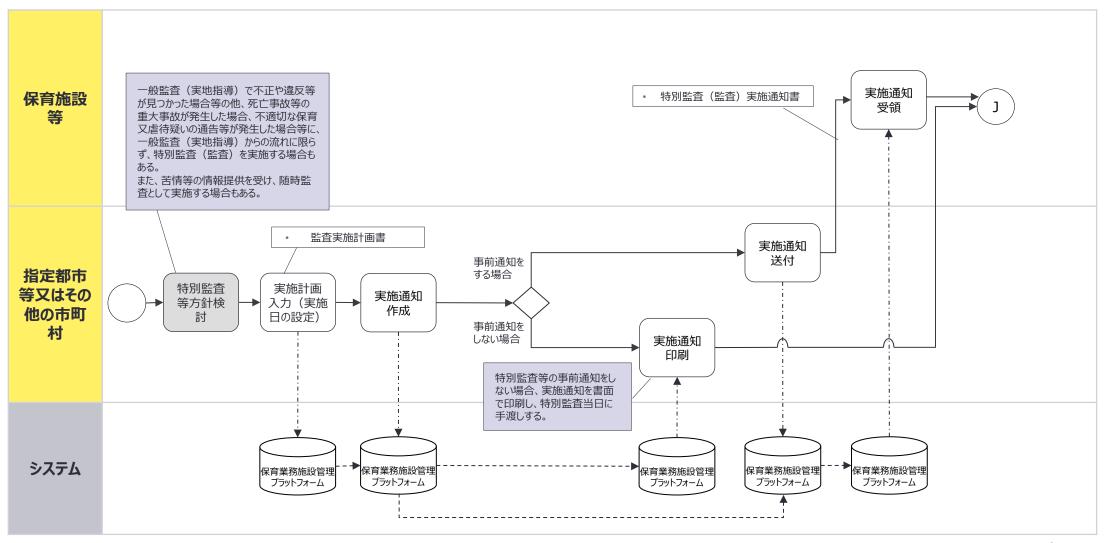


2025年 9 月時点 Draft

# 実施通知(特別監査(監査)・一般監査(随時監査))

※特別監査(監査)及び、一般監査の随時監査について、以降の事務フロー上では、「特別監査等」と示す。

#### 特別監査等実施通知

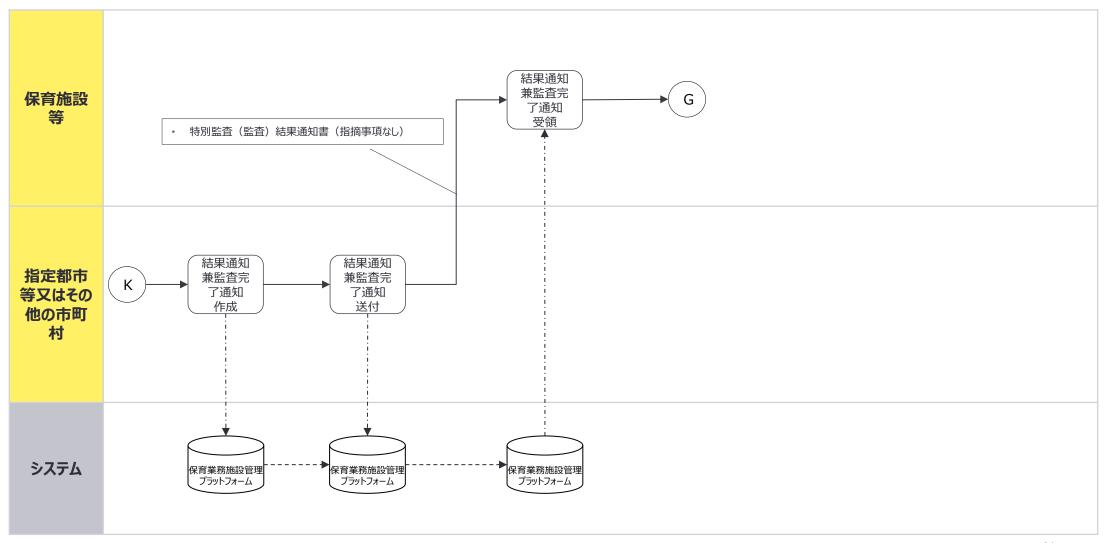


# 特別監査(監査)・一般監査(随時監査)

### 特別監査等 特別監査 保育施設 等実施 等 改善を要する事項不 正・違反と認められる 事項がない場合 Κ 指定都市 特別監査 特別監査 等又はその 特別監査 等結果登 等結果確 等実施 他の市町 録 定 村 改善を要する事項、 不正・違反と認められる 事項がある場合 システム 保育業務施設管理 保育業務施設管理 プラットフォーム プラットフォーム

# 結果通知(指摘なし)(特別監査(監査)・一般監査(随時監査))

### 特別監査等結果通知(指摘なし)

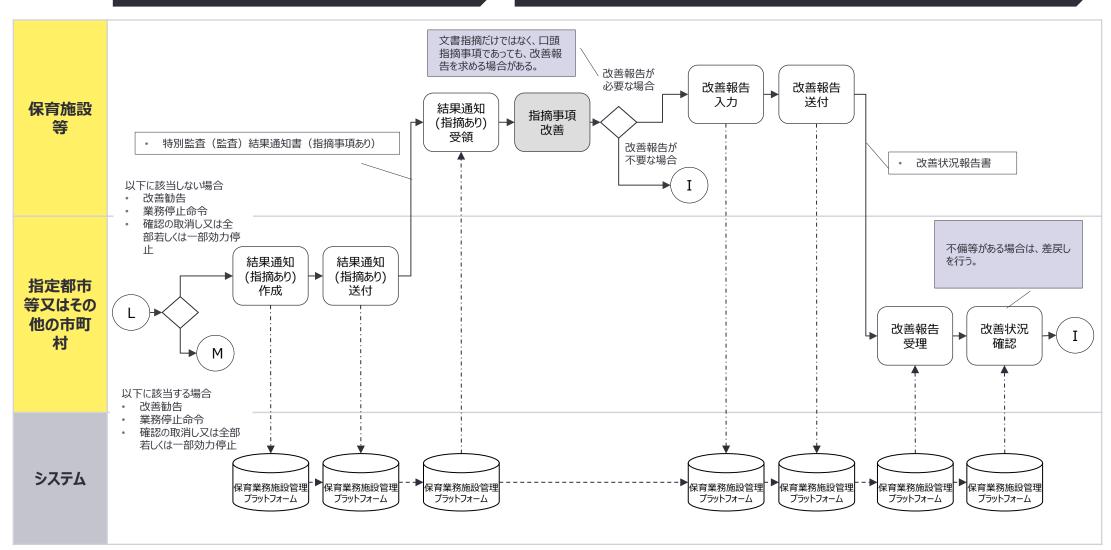


2025年 9 月時点 Draft

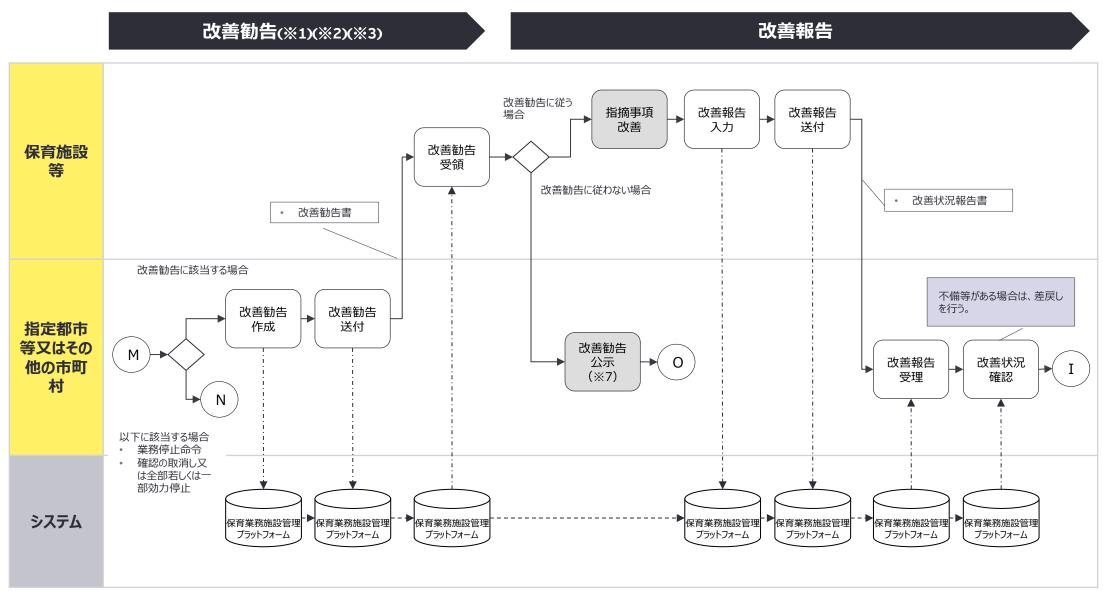
# 結果通知(指摘あり)(特別監査(監査)・一般監査(随時監査)) 、改善報告

### 特別監査等結果通知(指摘あり)

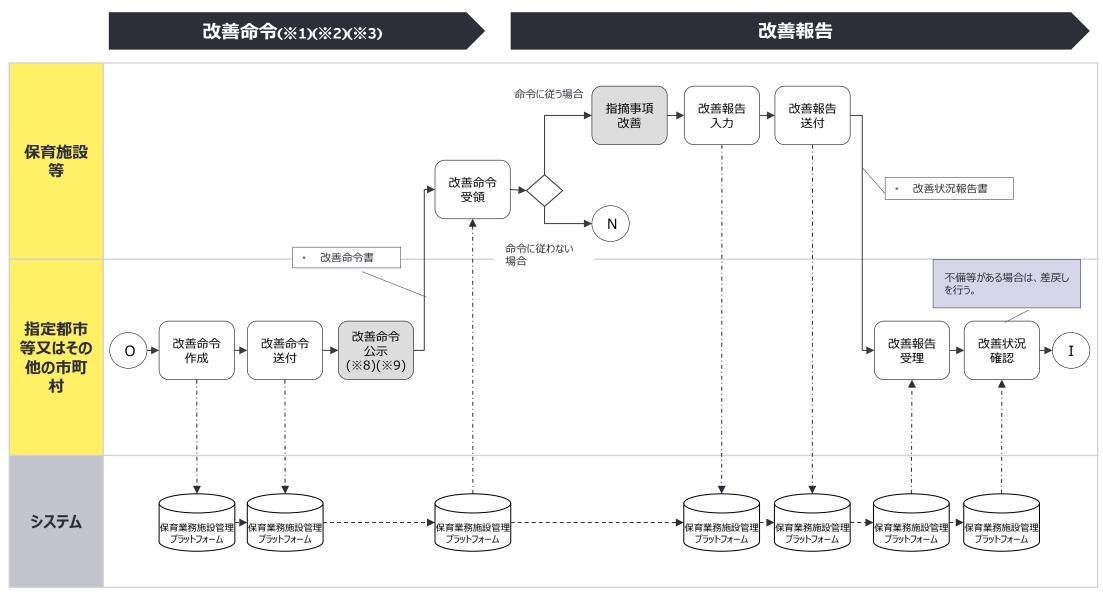
#### 改善報告



### 改善勧告、改善報告



### 改善命令、改善報告

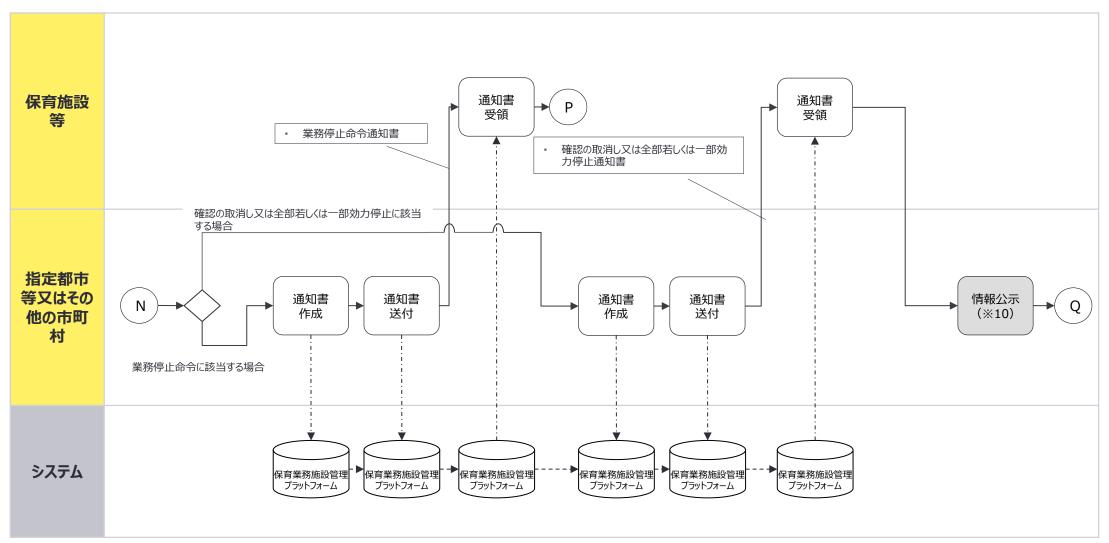


2025年9月時点 Draft

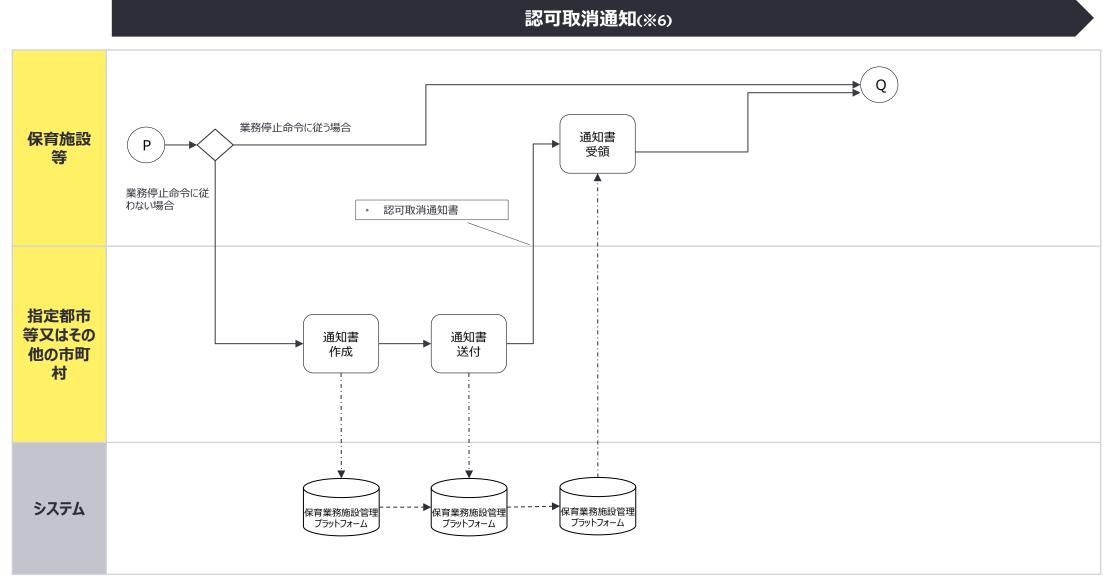
# 業務停止命令通知 確認の取消し又は全部若しくは一部効力停止通知

#### 業務停止命令通知(※4)

#### 確認の取消し又は全部若しくは一部効力停止通知(※5)



# 認可取消通知



保育業務施設管理

プラットフォーム

保育業務施設管理

プラットフォーム

# 改善報告

システム

#### 保育施設 改善報告 指摘事項 改善報告 改善状況 改善 入力 送付 等 Q 報告差戻し 受領 改善状況報告書 差戻しを行う場合 改善状況 報告差戻し 送付 指定都市 等又はその 改善報告 改善状況 他の市町 受理 確認 村 改善を確認した場合

保育業務施設管理

プラットフォーム

保育業務施設管理

プラットフォーム

改善報告

保育業務施設管理 プラットフォーム

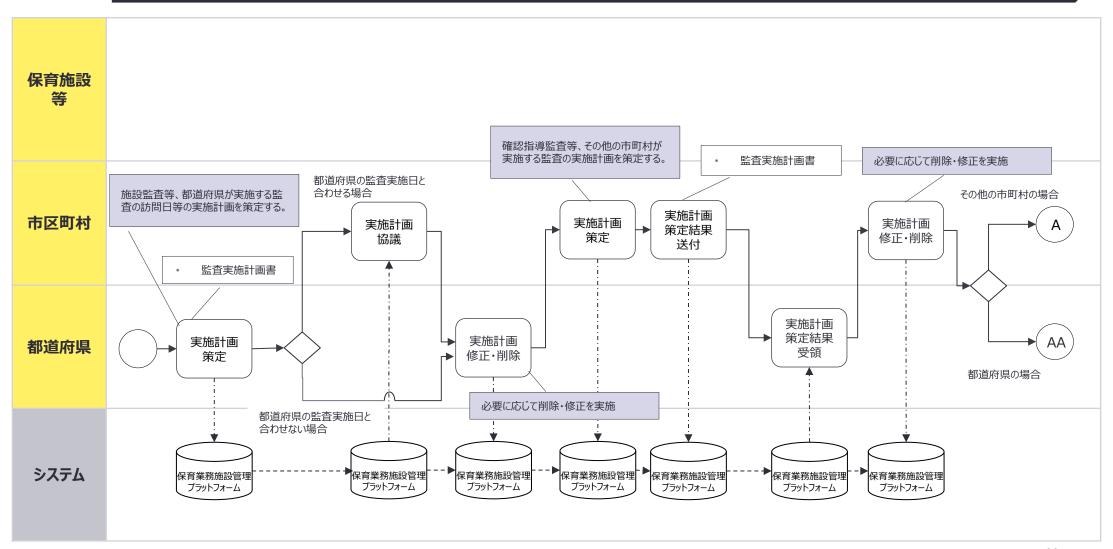
保育業務施設管理

プラットフォーム

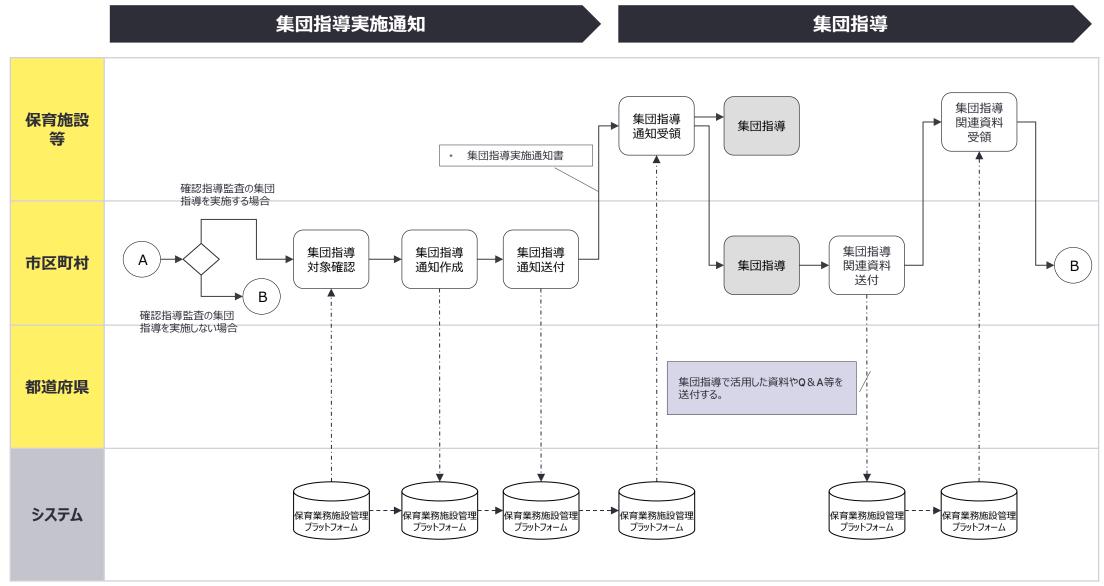
2.2. パターンB (都道府県・その他の市町村が、 地域型保育事業以外の監査を実施する場 合)

# 実施計画策定

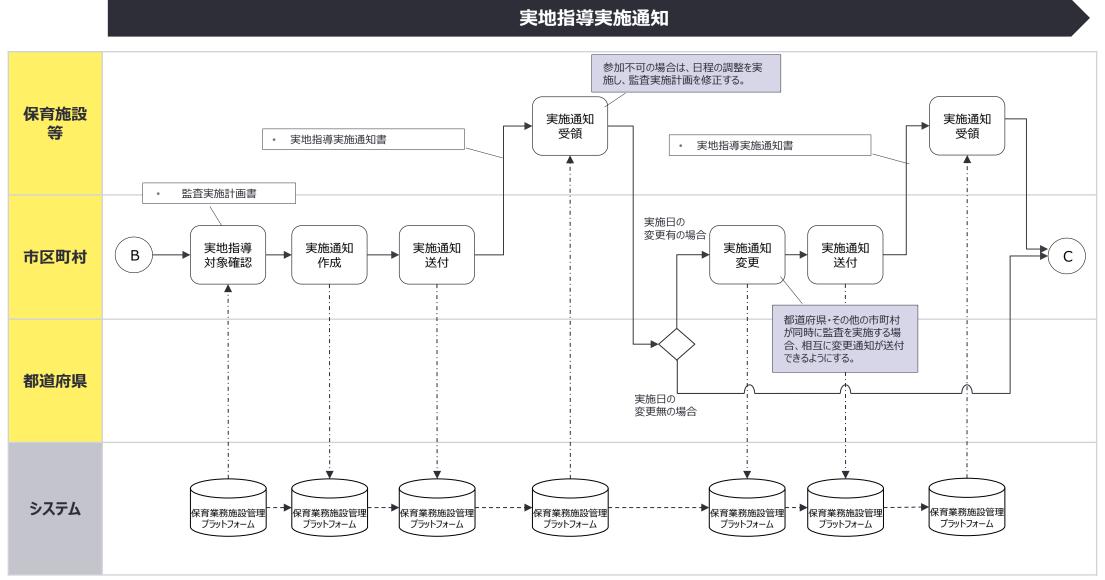
### 実施計画策定



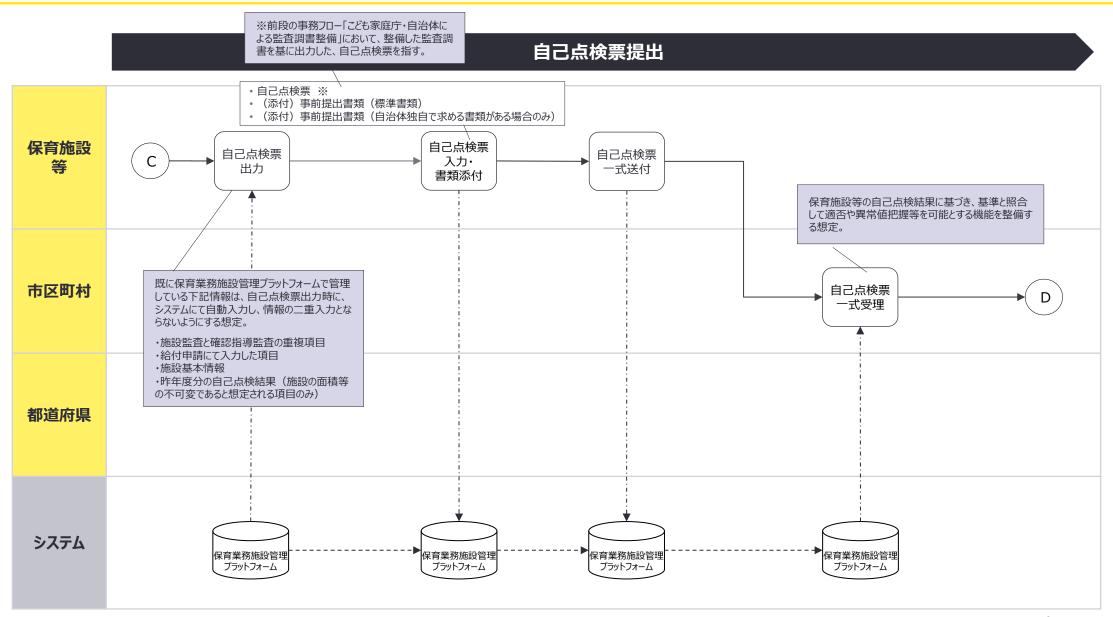
# 【その他の市町村の場合】集団指導実施通知、集団指導



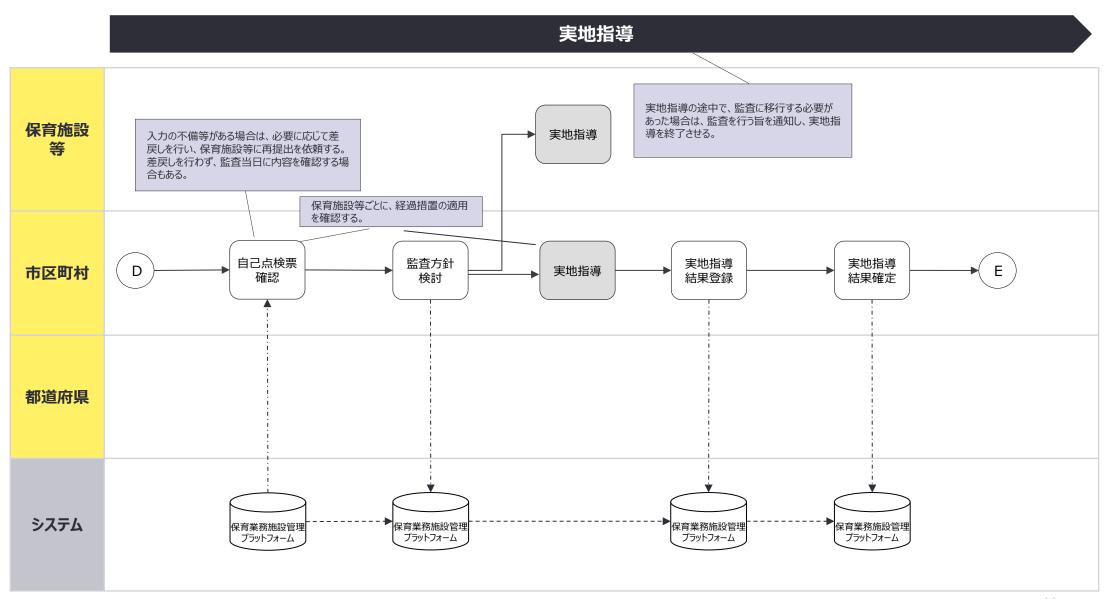
# 【その他の市町村の場合】実地指導実施通知



# 【その他の市町村の場合】自己点検票提出

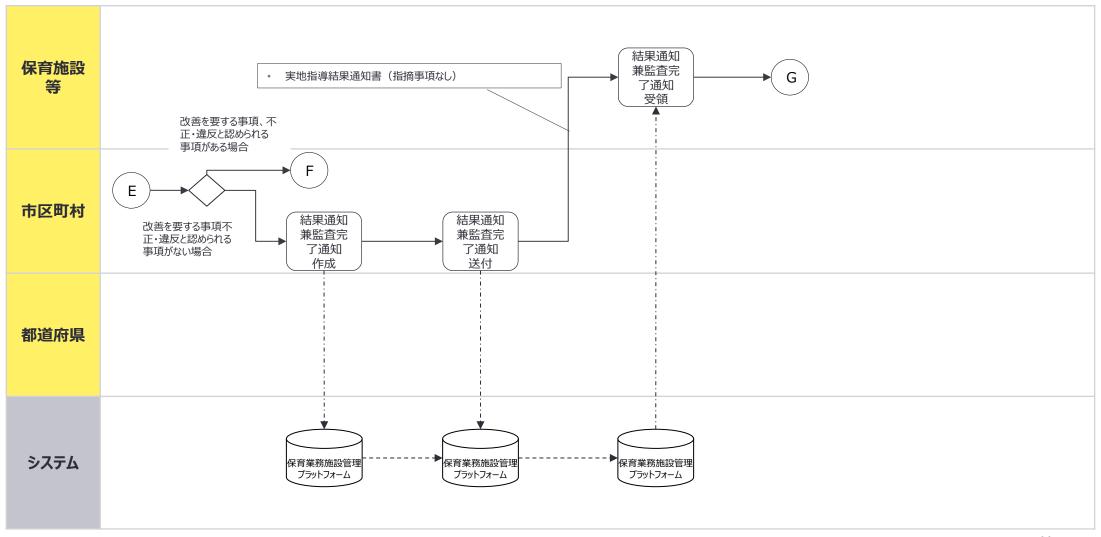


# 【その他の市町村の場合】実地指導

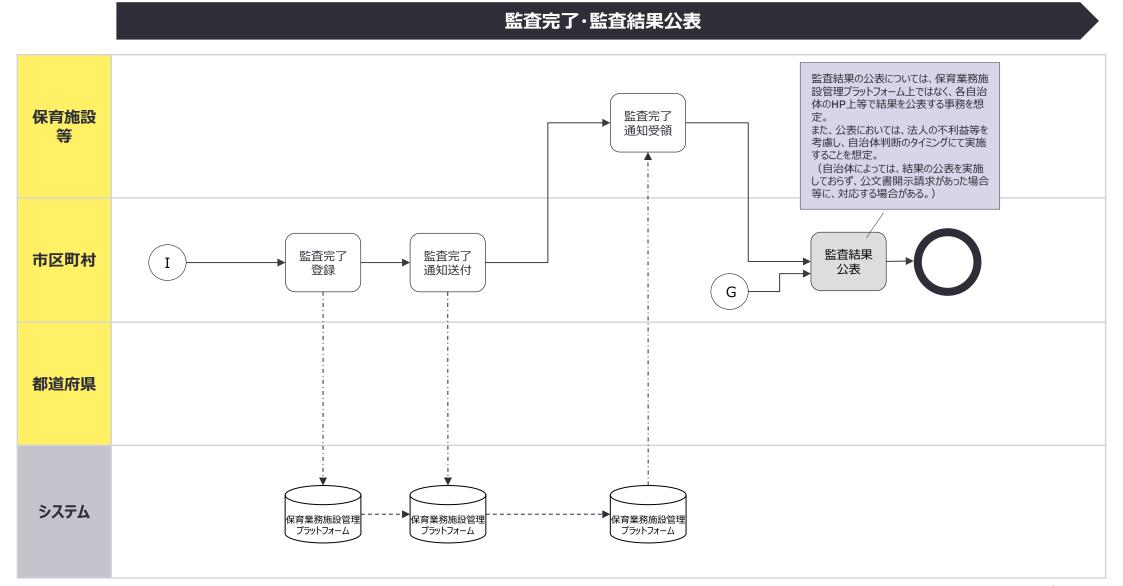


# 【その他の市町村の場合】実地指導結果通知(指摘事項なし)

### 実地指導結果通知(指摘事項なし)

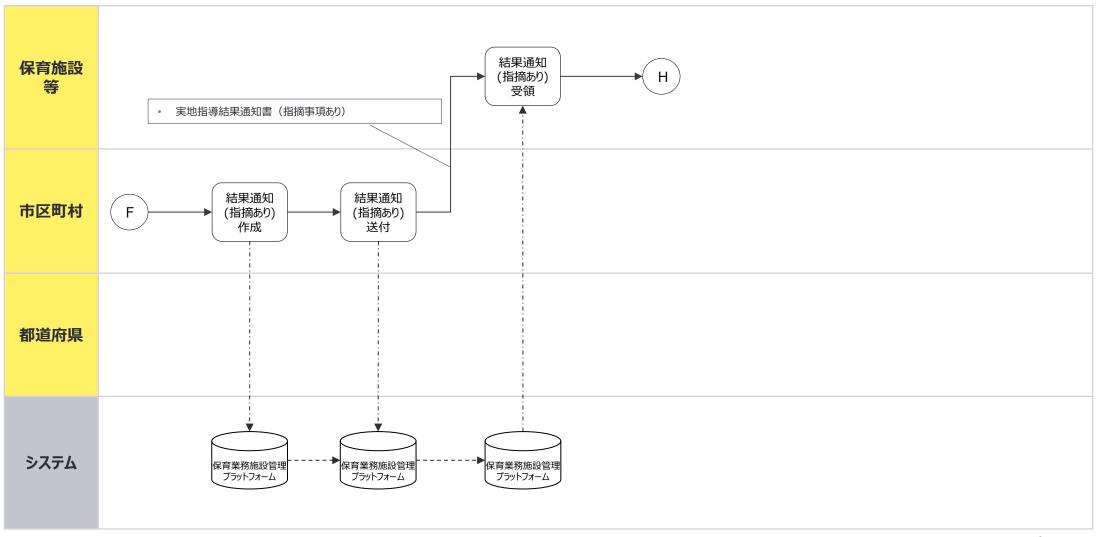


# 【その他の市町村の場合】監査完了・監査結果公表

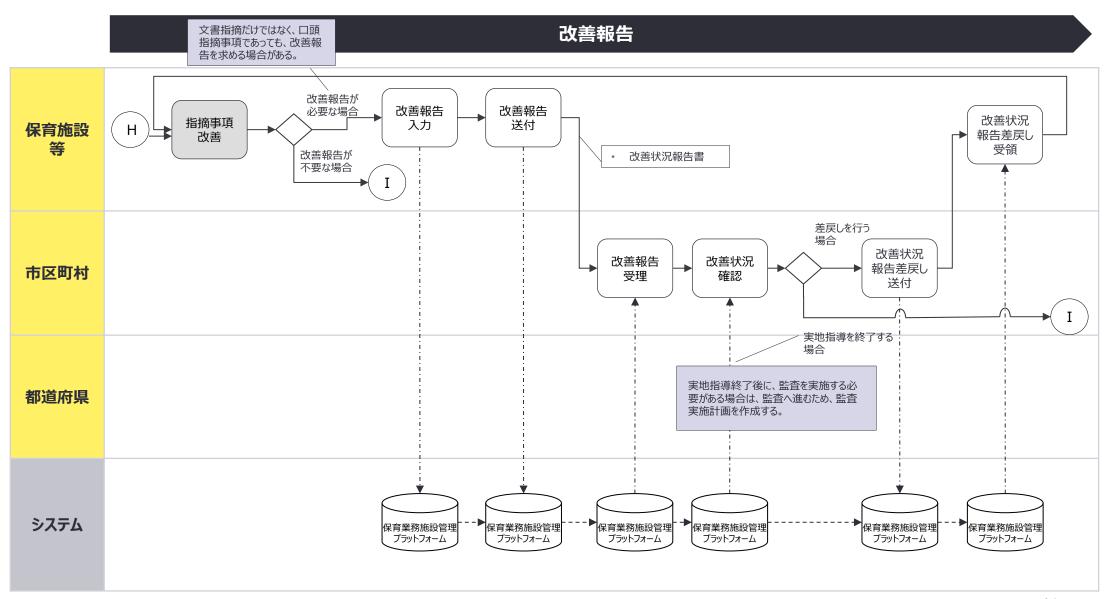


# 【その他の市町村の場合】実地指導結果通知(指摘あり)

### 実地指導結果通知(指摘あり)



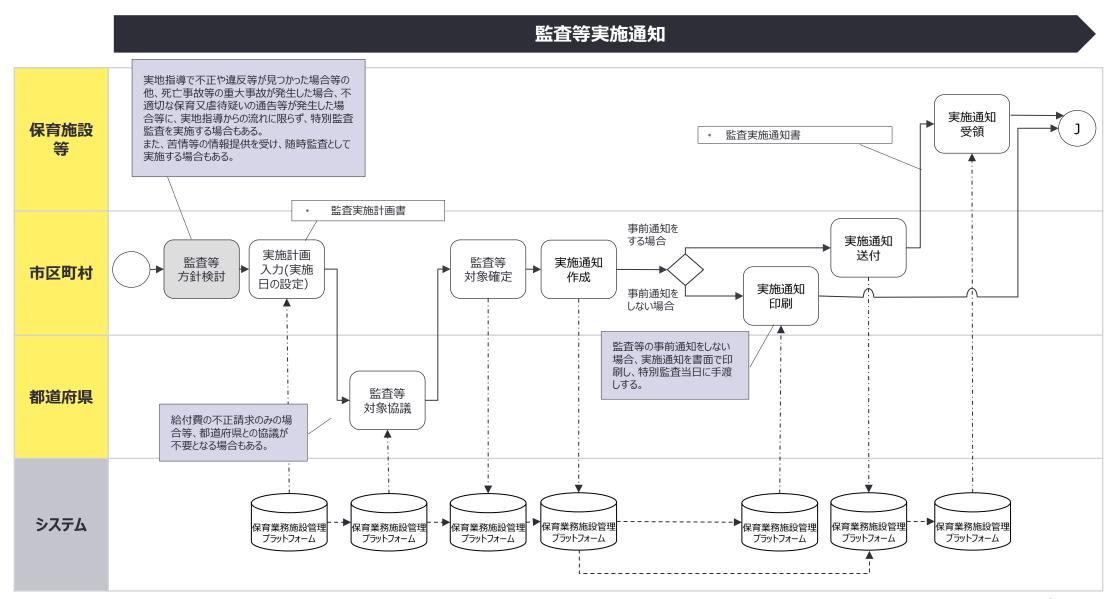
# 【その他の市町村の場合】改善報告



2025年9月時点 Draft

## 【その他の市町村の場合】実施通知(監査・一般監査(随時監査))

※監査及び、一般監査の随時監査について、以降の事務フロー上では、「監査等」と示す。



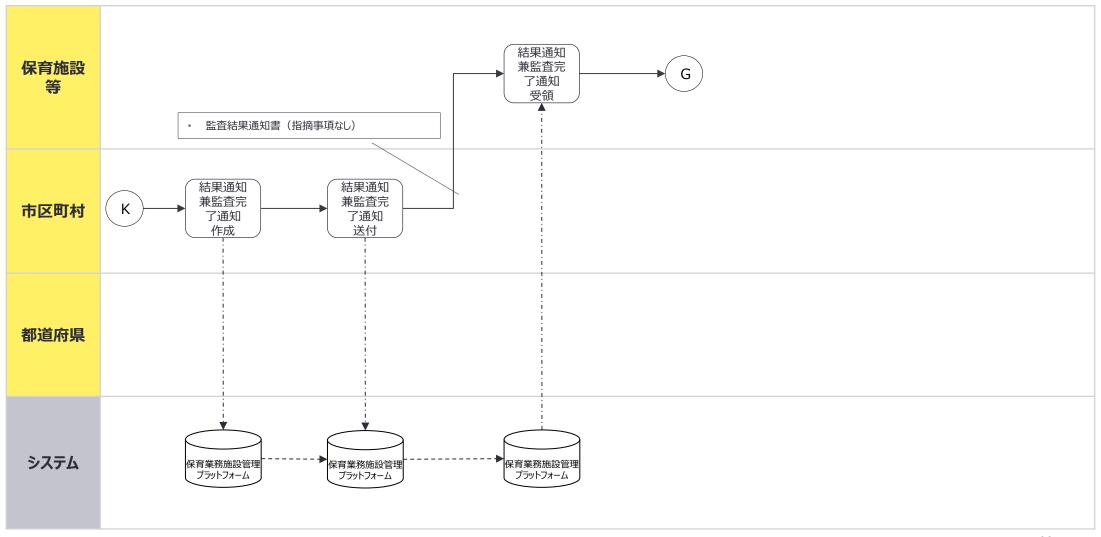
# 【その他の市町村の場合】監査・一般監査 (随時監査)

#### 監査等 保育施設 監査等 実施 改善を要する事項不 正・違反と認められる 事項がない場合 市区町村 監査等 監査等 監査等 実施 結果登録 結果確定 改善を要する事項、不 正・違反と認められる 事項がある場合 都道府県 システム 保育業務施設管理 保育業務施設管理 プラットフォーム プラットフォーム

2025年 9 月時点 Draft

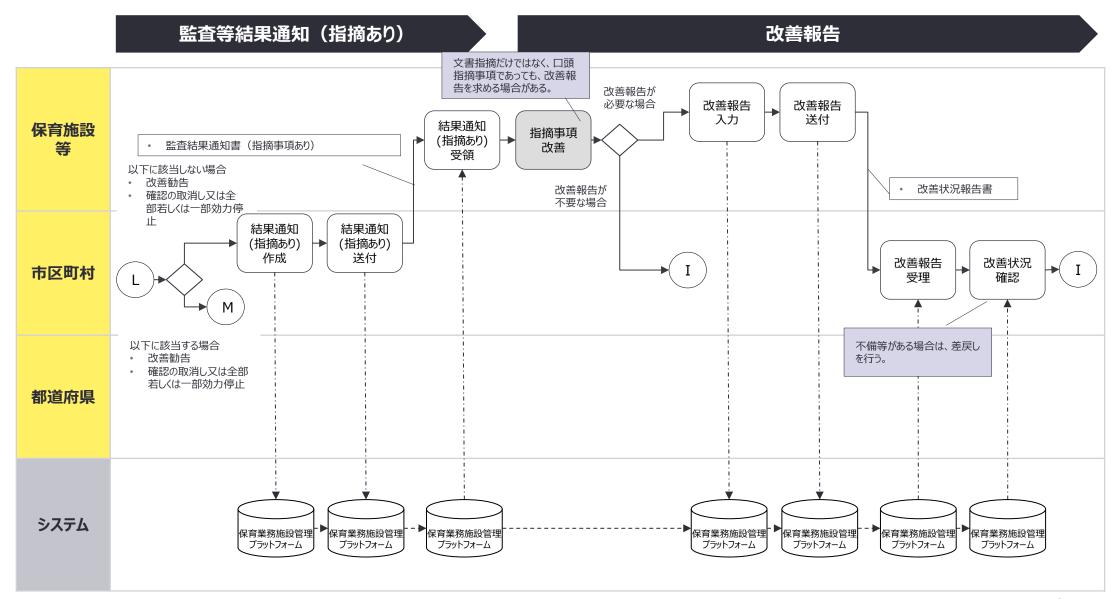
# 【その他の市町村の場合】 結果通知(指摘なし)(監査・一般監査(随時監査))

#### 監査等結果通知(指摘なし)

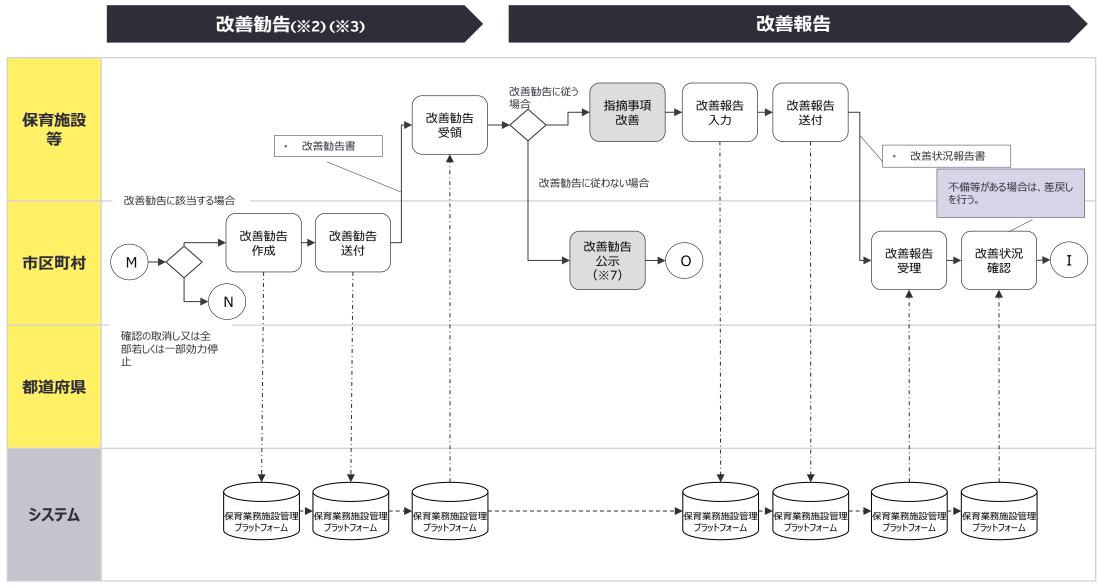


2025年 9 月時点 Draft

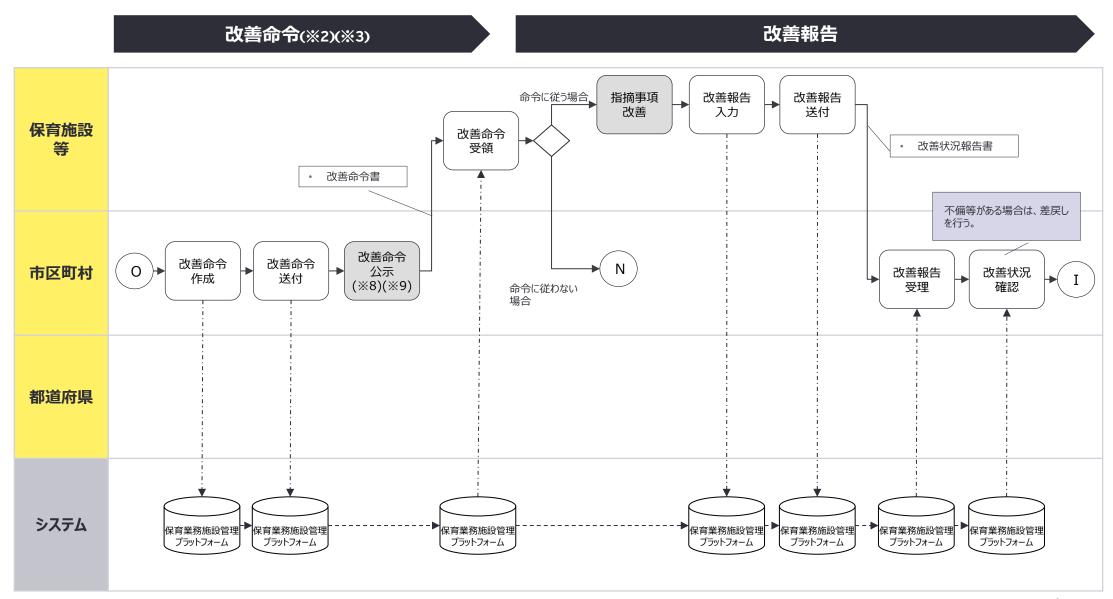
# 【その他の市町村の場合】 監査結果通知(指摘あり)(監査・一般監査(随時監査))、改善報告



## 【その他の市町村の場合】改善勧告、改善報告

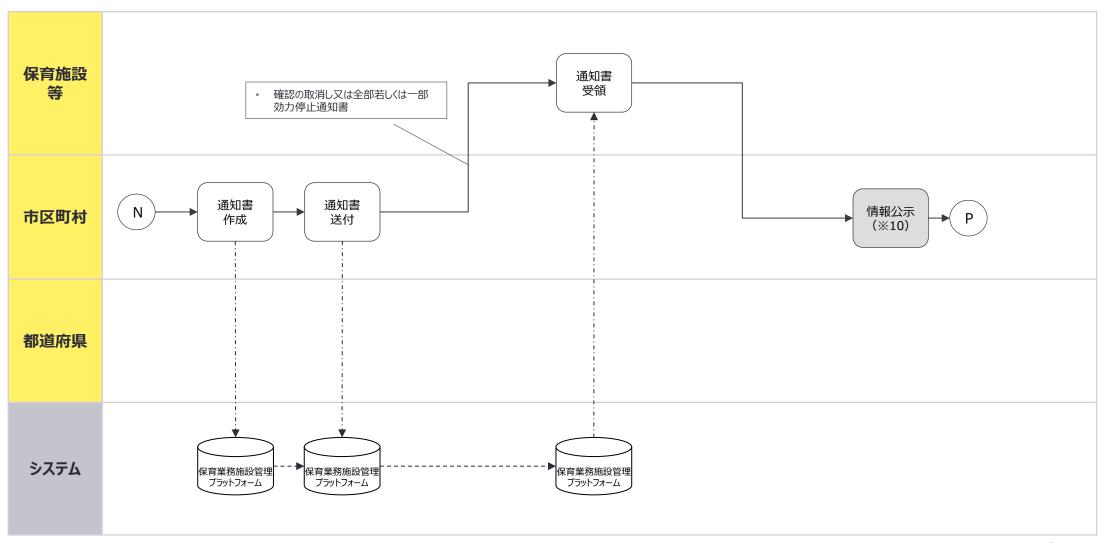


# 【その他の市町村の場合】改善命令、改善報告



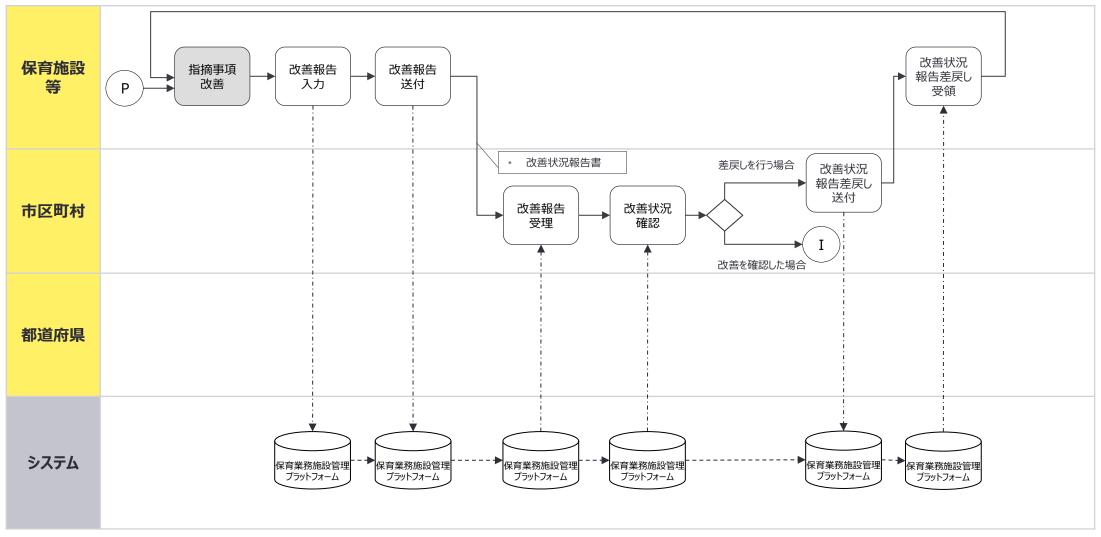
# 【その他の市町村の場合】確認の取消し又は全部若しくは一部効力停止通知

#### 確認の取消し又は全部若しくは一部効力停止通知(※5)



# 【その他の市町村の場合】改善報告

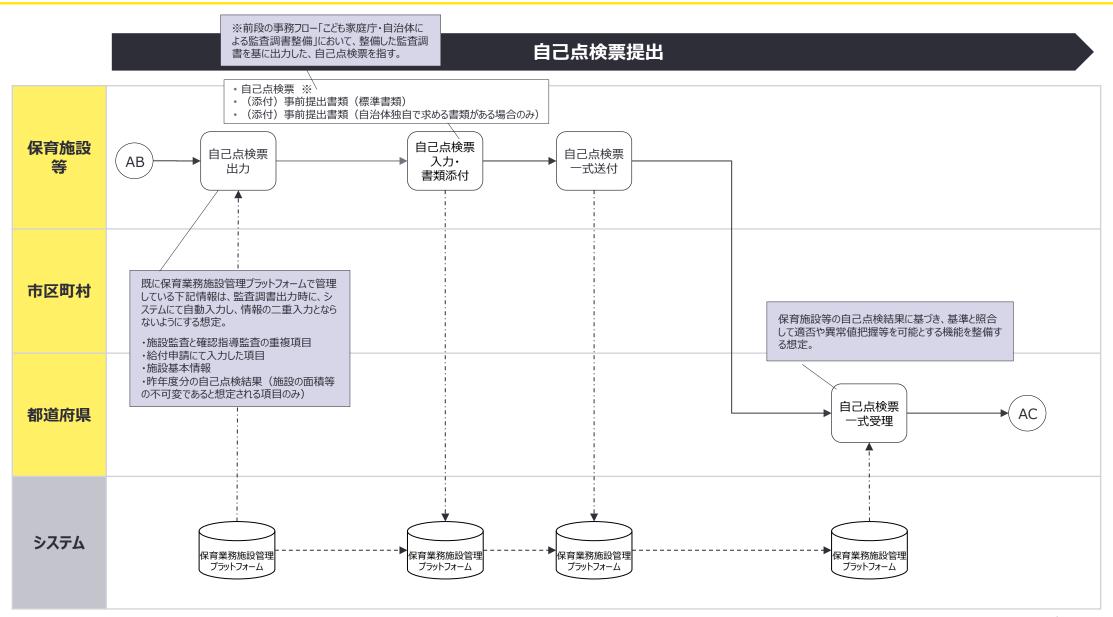
### 改善報告



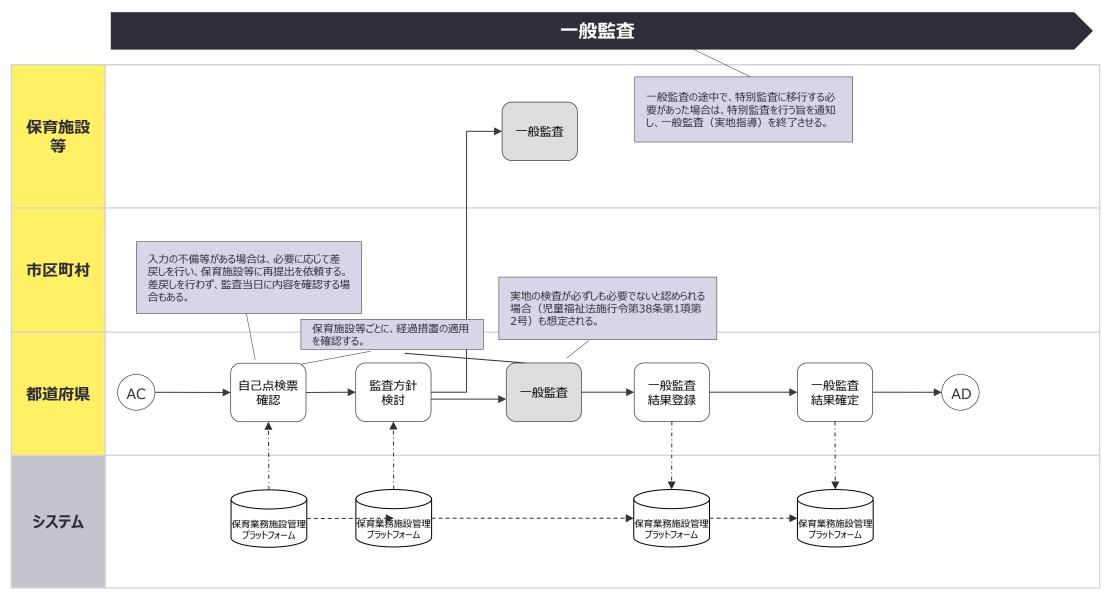
# 【都道府県の場合】一般監査実施通知

#### 一般監査実施通知 参加不可の場合は、日程の調整を実 施し、監査実施計画を修正する。 保育施設 実施通知 実施通知 受領 受領 一般監査実施通知書 一般監査実施通知書 その他の市町村と同時に監 AB 市区町村 査を実施する場合、その他の 市町村にも変更通知が送付 実施日の できるようにする。 変更有の場合 監査実施計画書 実施通知 実施通知 変更 送付 一般監査 実施通知 実施通知 AA都道府県 対象確認 作成 送付 実施日の 変更無の場合 システム 保育業務施設管理 保育業務施設管理 保育業務施設管理 保育業務施設管理 保育業務施設管理 保育業務施設管理 保育業務施設管理 プラットフォーム プラットフォーム プラットフォーム プラットフォーム プラットフォーム プラットフォーム プラットフォーム

### 【都道府県の場合】自己点検票提出

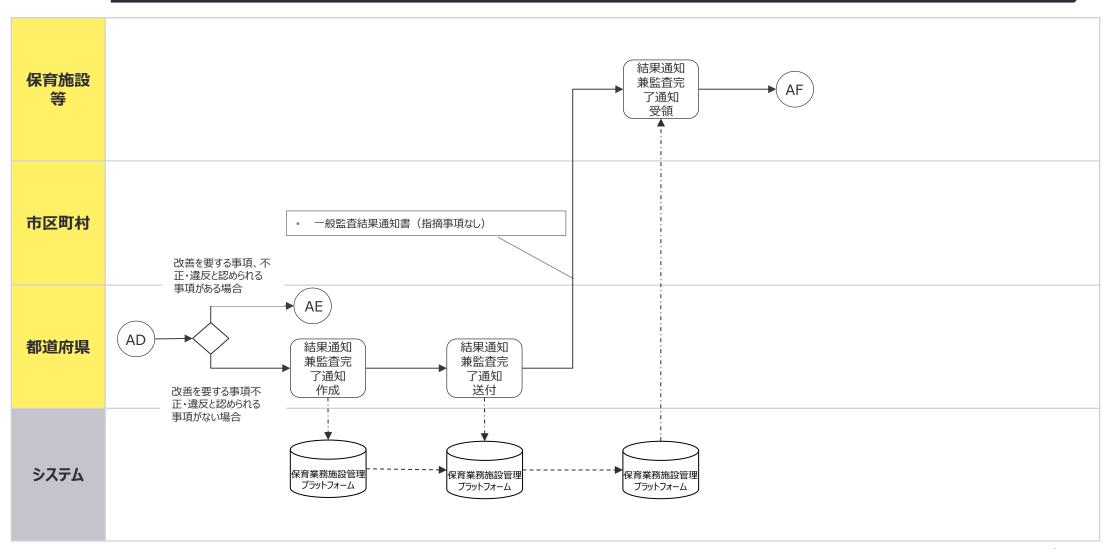


## 【都道府県の場合】一般監査



# 【都道府県の場合】一般監査結果通知(指摘事項なし)

#### 一般監査結果通知(指摘事項なし)

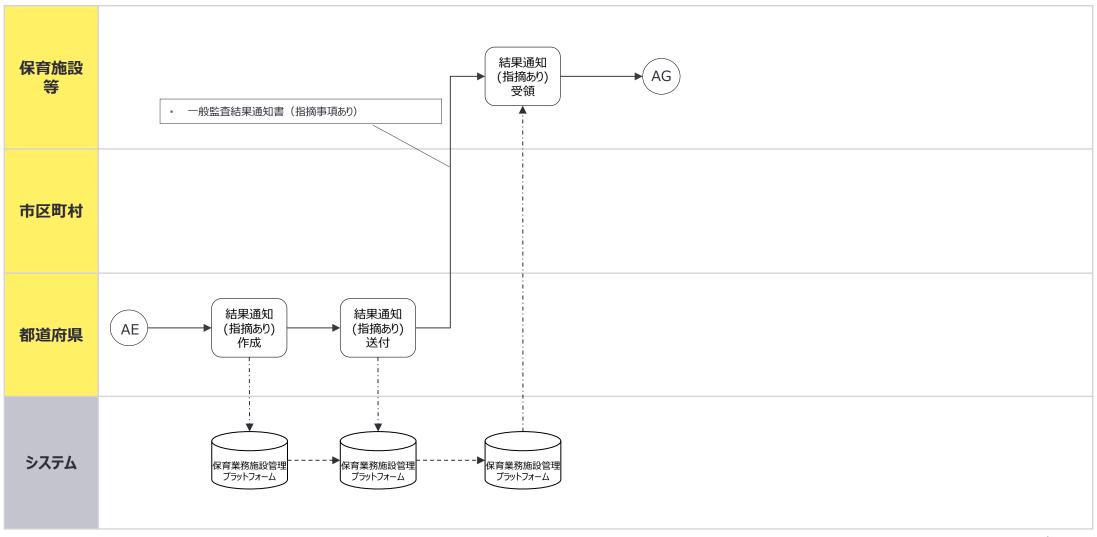


# 【都道府県の場合】監査完了・監査結果公表

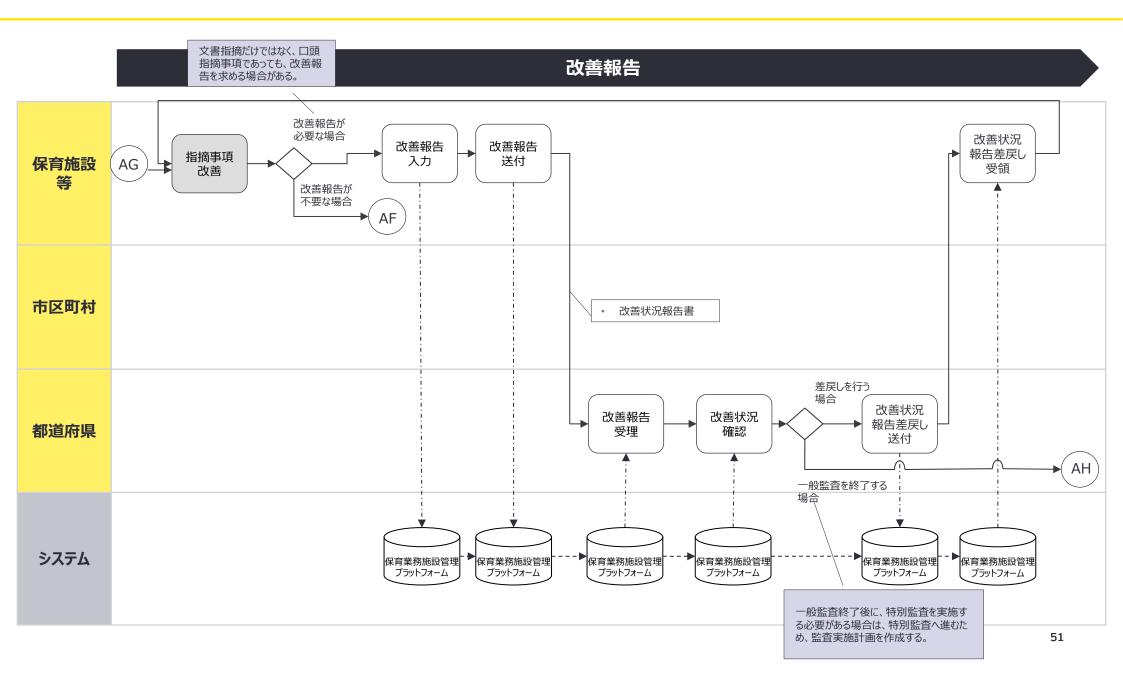
#### 監査完了·監査結果公表 保育施設 監査完了 AF 通知受領 監査結果の公表については、保育業務施 設管理プラットフォーム上ではなく、各自治 体のHP上等で結果を公表する事務を想 また、公表においては、法人の不利益等を 市区町村 考慮し、自治体判断のタイミングにて実施 することを想定。 (自治体によっては、結果の公表を実施 しておらず、公文書開示請求があった場合 等に、対応する場合がある。) 監査完了 監査完了 監査結果 都道府県 AH公表 登録 通知送付 システム 保育業務施設管理 保育業務施設管理 保育業務施設管理 プラットフォーム プラットフォーム プラットフォーム

# 【都道府県の場合】一般監査結果通知(指摘あり)

#### 一般監査結果通知(指摘あり)



## 【都道府県の場合】改善報告

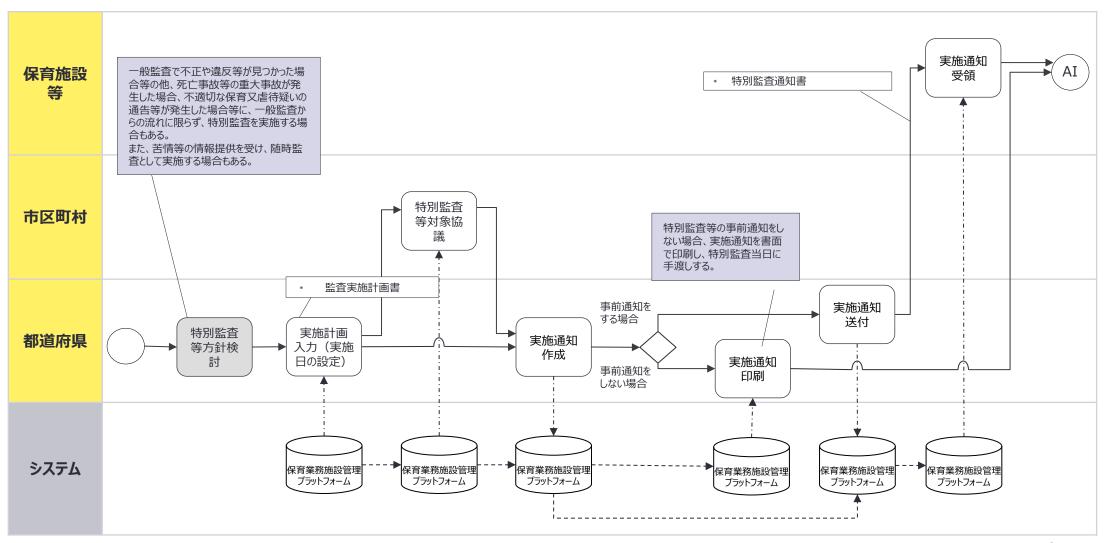


2025年 9 月時点 Draft

## 【都道府県の場合】実施通知(特別監査・一般監査(随時監査))

※特別監査(監査)及び、一般監査の随時監査について、以降の事務フロー上では、「特別監査等」と示す。

#### 特別監査等実施通知



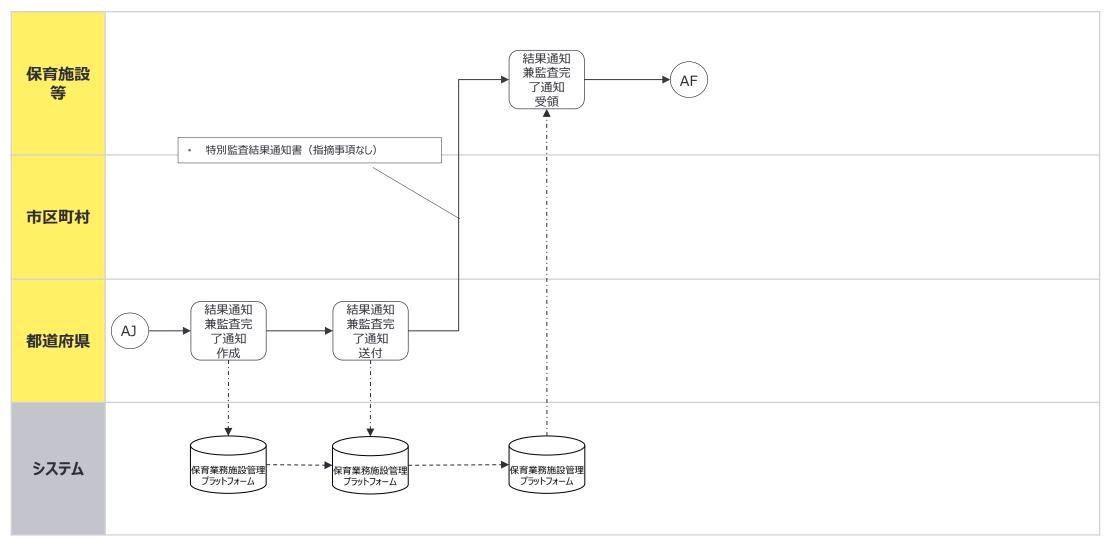
# 【都道府県の場合】特別監査・一般監査(随時監査)

#### 特別監査等 保育施設 特別監査 ΑI 等実施 市区町村 改善を要する事項不 正・違反と認められる 事項がない場合 AJ 特別監査 特別監査 都道府県 特別監査 等結果登 等結果確 等実施 定 ΑK 改善を要する事項、不 正・違反と認められる 事項がある場合 システム 保育業務施設管理 保育業務施設管理 プラットフォーム プラットフォーム

2025年9月時点 Draft

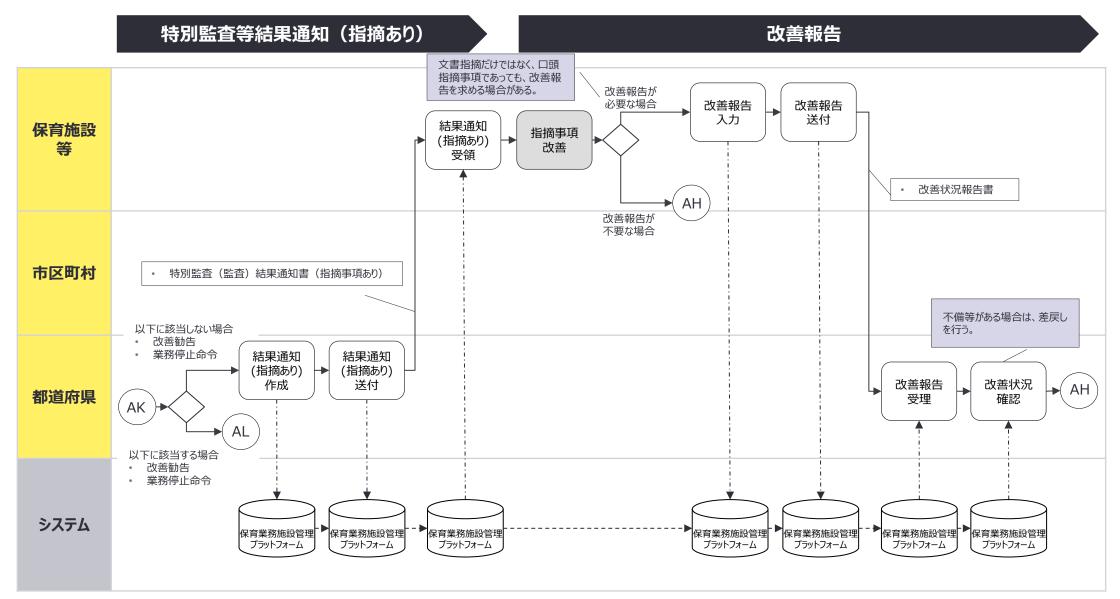
# 【都道府県の場合】 特別監査結果通知(指摘なし)(特別監査・一般監査(随時監査))

#### 特別監査等結果通知(指摘なし)

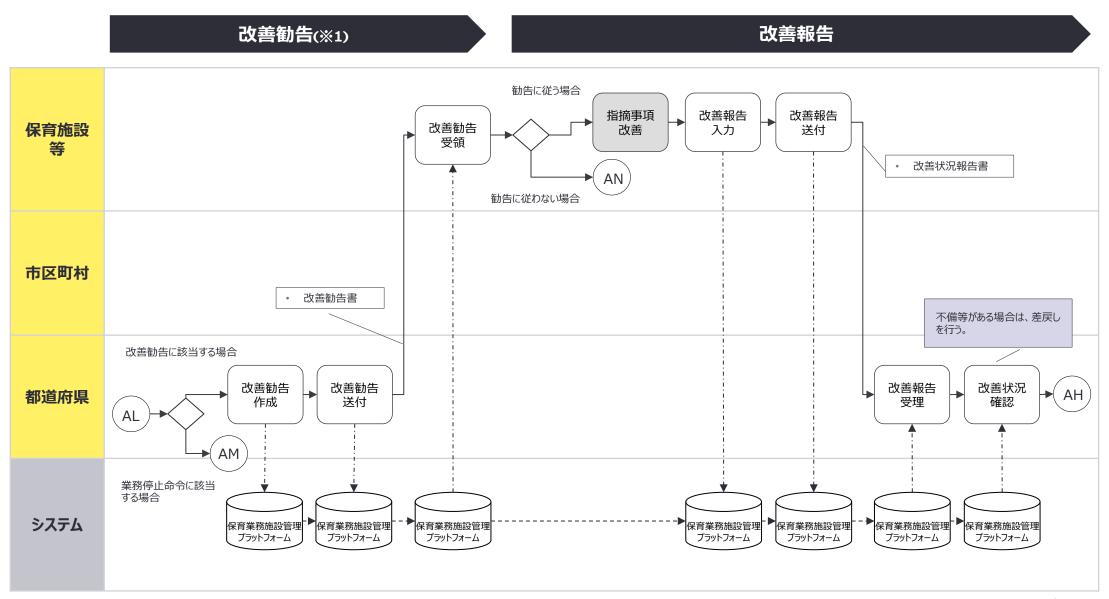


2025年9月時点 Draft

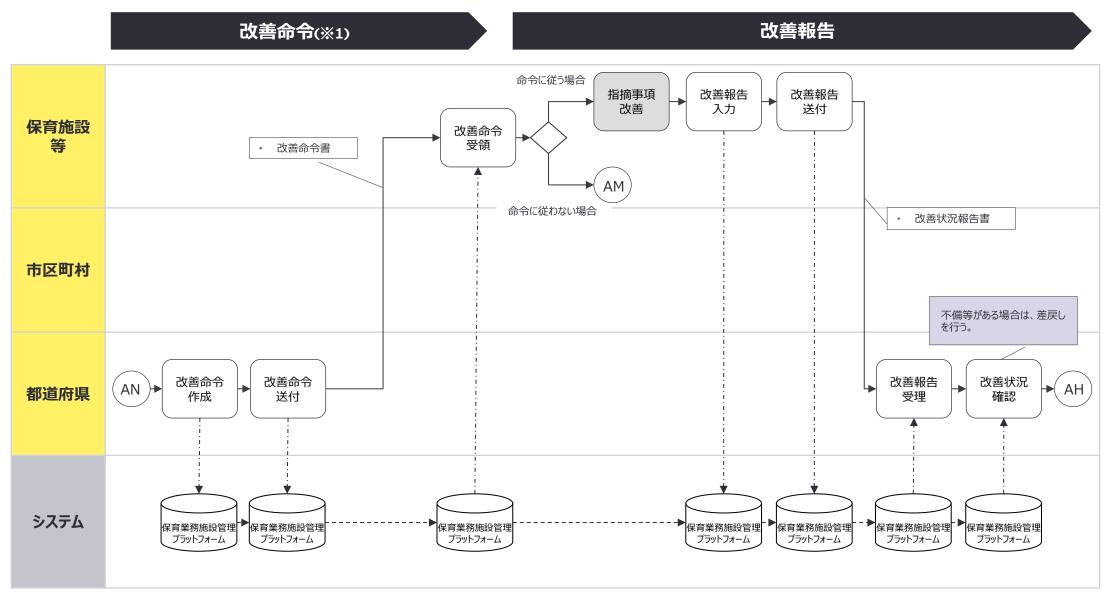
# 【都道府県の場合】 結果通知(指摘あり)(特別監査・一般監査(随時監査))、改善報告



# 【都道府県の場合】改善勧告、改善報告

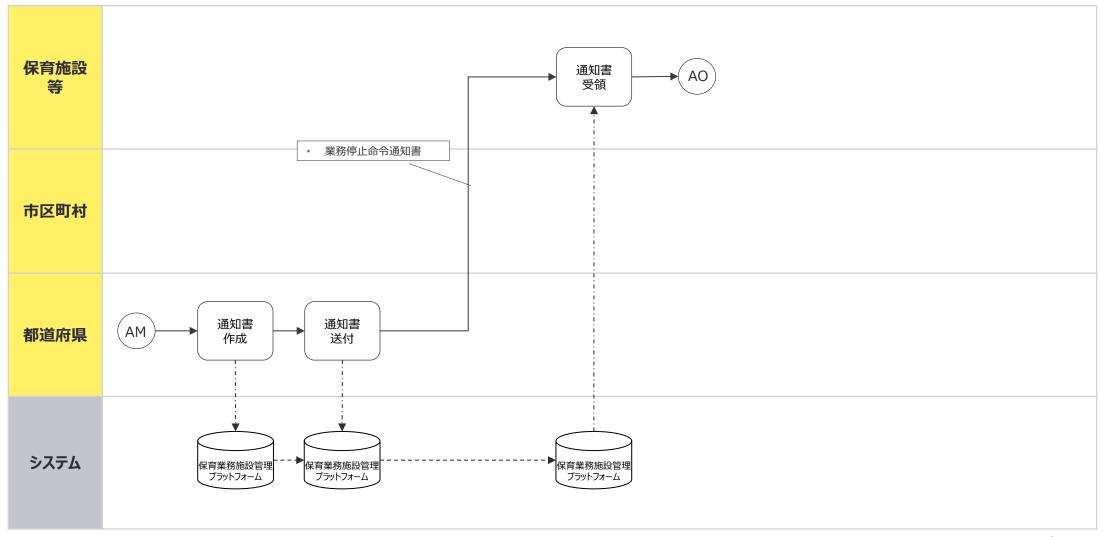


# 【都道府県の場合】改善命令、改善報告



# 【都道府県の場合】業務停止命令通知

### 業務停止命令通知(※4)

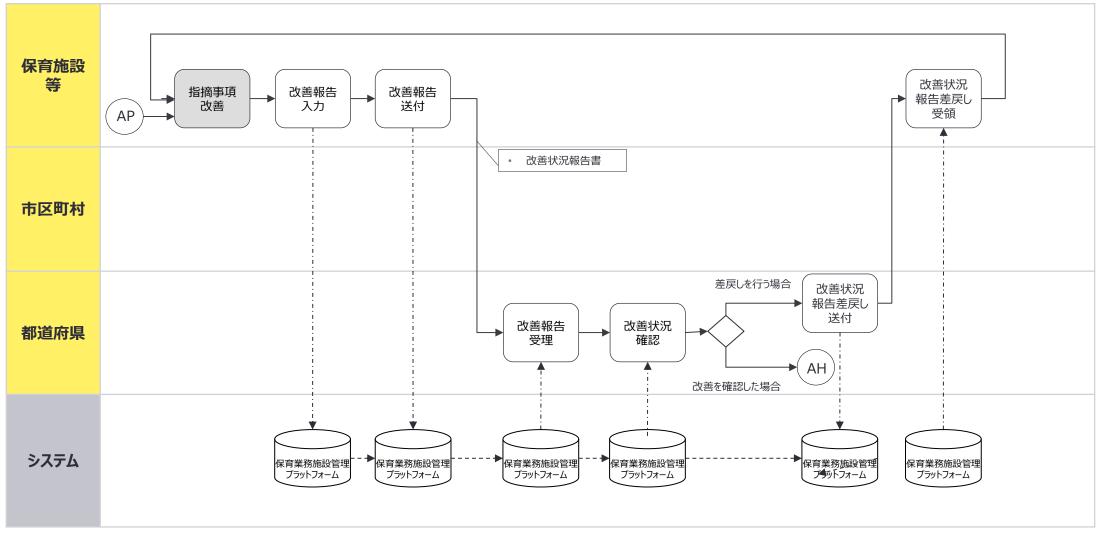


# 【都道府県の場合】認可取消通知

### 認可取消通知(※6) 業務停止命令に従う場合 保育施設 AO 通知書 受領 業務停止命令従わ ない場合 • 認可取消通知書 市区町村 通知書 通知書 都道府県 送付 作成 システム 保育業務施設管理 保育業務施設管理 保育業務施設管理 プラットフォーム プラットフォーム プラットフォーム

# 【都道府県の場合】改善報告

# 改善報告



No.	該当箇所	監査種別	分類	根拠法令等
1	フロー全体	施設監査	法律	保育所の場合 ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第46条 幼保連携型認定こども園の場合 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第19条
				地域型保育事業の場合 ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の17
2	フロー全体	施設監査	省令及び参 酌して定め る条例	保育所の場合 ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)  幼保連携型認定こども園の場合 ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号) ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領  地域型保育事業の場合 ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号) ・ 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の4
3	フロー全体	施設監査	通知	保育所の場合 ・ 児童福祉行政指導監査の実施について (H12局長通知)  幼保連携型認定こども園の場合 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について (平成27年局長連名通知) ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領  地域型保育事業の場合 ・ 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について (H27局長通知)

No.	該当箇所	監査種別	分類	根拠法令等
4	フロー全体	確認指導監査	法律	・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第14条、第38条
5	フロー全体	確認指導監査	政令·基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)
6	フロー全体	確認指導監査	通知	<ul> <li>子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年局長連名通知)</li> <li>・ (別添1)特定教育・保育施設等指導指針</li> <li>・ (別添2)特定教育・保育施設等監査指針</li> </ul>
7	フロー全体	業務管理体制 の整備に関する 検査	法律	・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第56条

No.	該当箇所	監査種別	分類	根拠法令等
8	<b>%1</b>	施設監査	法律	保育所(地域型保育事業)の場合 ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第46条第3項 幼保連携型認定こども園の場合 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第20条
9	<b>※</b> 2	確認指導監査	法律	特定教育・保育施設の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第39条第1項、第4項 特定地域型保育事業の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第51条第1項、第3項 特定子ども・子育て支援施設の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の9第1項、第5項
10	<b>%3</b>	業務管理体制 の整備に関する 検査	法律	・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第57条第1項、第3項
11	<b>*4</b>	施設監査	法律	保育所(地域型保育事業)の場合 ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第46条第4項 幼保連携型認定こども園の場合 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第21条第1項

No.	該当箇所	監査種別	分類	根拠法令等
12	<b>※</b> 5	確認指導監査	法律	特定教育・保育施設の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第40条第1項 特定地域型保育事業の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第52条第1項 特定子ども・子育て支援施設の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の10第1項
13	<b>%</b> 6	施設監査	法律	幼保連携型認定こども園の場合 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第22条第1項 保育所の場合 ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第58条第1項 地域型保育事業の場合 ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第58条第2項
14	<b>%</b> 7	確認指導監査	法律	特定子ども・子育て支援施設等の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の9第4項 特定教育・保育施設の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第39条第3項 特定地域型保育事業の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第51条第2項

No.	該当箇所	監査種別	分類	根拠法令等
15	<b>%8</b>	確認指導監査	法律	特定教育・保育施設の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第39条第5項 特定地域型保育事業の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第51条第4項 特定子ども・子育て支援施設等の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の9第6項
16	<b>※9</b>	業務管理体制 の整備に関する 検査	法律	・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第57条第4項
17	<b>※10</b>	確認指導監査	法律	特定教育・保育施設の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第41条 特定地域型保育事業の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第53条 特定子ども・子育て支援施設等の場合 ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の11

# 対象となる施設・事業等

### ■ 対象となる施設・事業等

監査種別	対象となる施設・事業等
施設監査	<ul><li>・ (認可) 保育所</li><li>・ 幼保連携型認定こども園</li><li>・ 地域型保育事業</li></ul>
確認指導監査	<ul><li>特定教育・保育施設</li><li>特定地域型保育事業</li><li>特定子ども・子育て支援施設等</li></ul>
業務管理体制の整備に関する 検査	• 特定教育・保育提供者

#### EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの 実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を 支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、若しくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え(humans@center)、迅速にテクノロジーを実用化し(technology@speed)、大規模にイノベーションを推進し(innovation@scale)、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja\_jp/consultingをご覧ください。

#### 免責事項

- 1. 本資料及び添付文書(以下、「本資料一式」という。)は、こども家庭庁と E Y ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社(以下、「E Y 」という。) との間で締結した令和7年6月12日付けの「保育所等の監査業務の標準化 に関する調査研究(令和7年度)」(以下、「本業務」という。)に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者(以下、「第三者」という。)のためではございません。
- 2. E Yは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、 あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
- 3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。